

県の契約の在り方検討プロジェクトチーム 検討結果報告 案

1 はじめに

県の契約は、公共工事や業務委託、物品の購入など多岐にわたっており、その手続きを適正に執行することが求められている。

また、県の契約には、その直接的な目的（公共施設の完成、物品の調達 等）を達成することに加えて、契約やそれに至る過程を通じて地域経済の活性化等の様々な効果を発揮することが期待されている。

本県においては研究会やプロジェクトチーム（PT）を設置し、県の契約の在り方について検討を進め、本年7月に、これまでの検討内容を中間報告としてまとめた。

中間報告においては、県の契約に当たって留意すべき事項、県の契約を通じて実現しうる効果として、①公正性・経済性・競争性の確保、②品質の確保、③地域経済の活性化、④施策（社会的価値）の実現の4項目に整理し、県の契約の在り方において、公正性・経済性・競争性の確保を原則としつつ、品質の確保、地域経済の活性化、社会的価値の実現等を志向していくことが、持続可能な滋賀の実現につながり、ひいてはSDGsの達成にもつながる、という考えを示した。

目指す県の契約の在り方を具体化していくに当たり、中間報告に対して意見を聴くため、有識者等からなる「滋賀県契約の在り方検討懇話会（懇話会）」を設置するとともに、関係団体へのヒヤリングを行ってきた。

本報告書は、懇話会や関係団体からいただいた意見と、それを踏まえて更に検討した結果を報告するものである。

2 懇話会、関係団体ヒヤリングでの意見

(1) 懇話会 関係団体ヒヤリングの概要

懇話会は、令和2年9月8日（火）から10月15日（木）にかけて、3回にわたり開催し、県の契約の制度や規模、PTの中間報告の内容などについて、県から説明したのち、意見をいただいた。

また、関係団体へのヒヤリングは、10月13日（火）から10月22日（木）にかけて、7団体¹に対して行った。団体の選定に当たっては、県の契約と関わりが強い官公需適格組合²や建築、建設の設計に関係する団体、役務に関する業務に関係する団体、労働団体など、幅広い範囲から意見をいただけるよう留意した。

(2) いただいた意見の概要と県の考え

¹ 滋賀県広告美術協同組合 滋賀県建築設計監理事業協同組合 滋賀県建設コンサルタント協会
滋賀県測量設計技術協会 滋賀ビルメンテナンス協会 滋賀県労働組合総連合
日本労働組合総連合会滋賀県連合会

² 要件を満たす事業協同組合などに対して、中小企業庁(各地方経済産業局等)が証明するもの。官公需適格組合は、入札参加で特例の対象となり得る。

1 懇話会、関係団体へのヒヤリングでいただいた意見の概要と、それに対する県の考えは、以下
2 のとおりであった。

3 4 ① 公正性・経済性・競争性の確保

5 地域経済の活性化や社会的価値の実現を目指すことでコストが発生することについて、全体
6 のバランスが必要であり、また、県が行う契約行為の中で政策が実現できれば経済性はあるの
7 ではないか、競争で安さばかりを追求すると、企業にとっては安定的かつ継続的な経営に困難
8 を生じる場合があり、一定のコストがかかることも地域経済の活性化や働く条件がよくなるこ
9 とで、結果的に返ってくるということを県民に理解してもらい進めるべきである、との意見が
10 あった。

11
12 また、医療や福祉等の指定管理や委託等、内容によっては、サービスの質の担保が第一であ
13 り、競争にはなじまない業務もあるのではないかと、との意見もあった。

14
15 中間報告においては、公正性・経済性・競争性を確保が原則であることに留意することが必
16 要であるとしていたが、検討、取組を進めるに当たっては、そのことに加えて、一定のコスト
17 がかかることを公正性、経済合理性に反しないか検証し、県民の理解が得られるよう進めてい
18 くことの検討が必要と考える。

19 20 ② 品質の確保

21 価格が安ければよいというものではなく、適正な価格でよい仕事をして事業者間で品質を高
22 めあうことが必要である、という意見があった。予算の範囲内で契約を結ばないといけないが
23 その予算が低く、落札されない案件もあることから、品質の確保という意識が県庁内全体で共
24 有化されるといい、との意見もあった。

25
26 予算や仕様書の適切な積算、検査による業務の確認が重要であることから、県職員の契約等
27 に関する知識や能力を向上させることや、アドバイザーなどの外部の力を活かすことが必要で
28 ある、との意見があった。

29
30 品質を確保するためには労働者の待遇を確保することが必要であり、ダンピングを防止する
31 ためにも、最低賃金の遵守、社会保険の加入、雇用している技術者数等を確認することで公正
32 な競争になる、との意見もあった。

33
34 中間報告に記載していた仕様書の適切な作成や予定価格の適正な設定などに加えて、検査が
35 重要であるとの意見が多かったことから、そのことを含めて検討していく必要がある。

36 37 ③ 地域経済の活性化

38 品質の確保、地域経済の活性化、労働条件の向上につながることから、県外に発注している
39 業務を分割して県内に発注する、県内の事業者が行っているボランティアや災害協定の締結を
40 評価の対象とするなど、県内事業者の受注機会の増大を求める意見が強かった。

1
2 そのため、県内の事業者に発注した場合の効果や県内事業者の比率の指針などを示しながら
3 推進していくことが必要である、との意見があった。

4
5 一方で、経済合理性、公正性に反していないか検証の上発注することが必要、との意見もあ
6 った。

7
8 県内での雇用に着目し、地元の人材を採用した企業を評価するような仕組み、地域の事業者
9 の育成を求める意見もあった。

10
11 中間報告で示した地域経済の活性化については、公金の支出による効果をより増大させる視
12 点から、雇用の増加による経済的な効果も含めて求められており、その効果や目標値を示すこ
13 とができないか、引き続き検討が必要である。

14 15 ④ 社会的価値の実現

16 県のビジョンの達成という視点が必要であり、SDGsの考え方やCO₂排出量、琵琶湖や
17 自然環境を考慮したグリーン購入などの推進を求める意見があり、社会的価値に力を入れている
18 企業を選ぶことでみんなが幸せになる、本県が環境先進県として注目度が上がれば、そうい
19 うことに価値を置く企業が集まってくる素地ができる、との意見があった。

20
21 企業にとって負担になることもある、との意見もあったが、働き方改革や週休2日制の導入、
22 障害者雇用、女性活躍など、労働環境を向上させないと若い人が入ってこないことから既に取り
23 組んでいる、との意見、事業者の規模により不利にならないよう、事業者が取り組んでいる
24 ことを自由に記載し、それを評価するという仕組みもよいのではないかと、との意見もあった。

25
26 特に委託契約や指定管理者制度においては、公共のサービスとしての質の担保が重要であり、
27 賃金も含め働いている者が魅力を感じて、働き続けられる環境をつくる必要がある、との
28 意見、そのためには、労働報酬の下限額を示すことが必要である、労働者の賃金がどうなっ
29 ているのか、実情は調査してほしい、との意見もあった。

30
31 県が基本構想などで示しているビジョンやその他の行政目的を事業者と共有しともに取り
32 組むためのきっかけとして、契約を活用することが求められており、その方策や進め方を検討
33 していく必要がある。

34 労働報酬下限額を定めることについては、賃金等の労働条件は労働基準法等の関係法令に反
35 しない限りにおいて労使が自主的に決定することが原則であることなどから慎重に検討する
36 必要があると考えるが、実態を把握する方法については、引き続き検討していきたい。

37 38 ⑤ その他・全般

39 「公正性・経済性・競争性の確保」「品質の確保」「地域経済の活性化」「施策（社会的価値）
40 の実現」という4項目に整理することについては、同意・共感する意見が多かった。

1
2 その4項目を両立させる手法や方策を検討するに当たっては、根拠や手法、効果を検証する
3 ことが必要であり、どのような数値に効果が現れるか考えて取り組むことや、取組を県庁内で
4 検証・改善するとともに、外部からチェックする体制を構築することも必要である、との意見
5 もあった。

6
7 理念などを条例で定め、地域経済の活性化や社会的価値の実現につながる入札のマニュアル
8 を要綱等で定めることで、あるべき県の契約のモデルができるのではないかと、県民全体、事業
9 者、あるいは県庁内に一定の方向性を示そうと思うと、しっかりとした実効性のある条例とい
10 う形で作り込む方がいいのではないかと、との意見もあった。

11
12 県の契約の在り方において、公正性・経済性・競争性の確保、品質の確保、地域経済の活
13 性化、社会的価値の実現という4項目を、バランスをとりながら推進していくことが必要で
14 ある、ということに改めて強く認識した。

15 効果を可視化すること、取組を外部の視点も取り入れてチェックすることの検討が必要で
16 ある。

17 18 3 検討結果

19 県の契約の在り方において、公正性・経済性・競争性の確保を原則としつつ、品質の確保、地域
20 経済の活性化、社会的価値の実現等を志向していくことが、持続可能な滋賀の実現につながるもの
21 であることを改めて強く認識したところである。

22
23 特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が影響を受けている現在、県の契約に対
24 して期待する声はますます強くなっている。

25
26 目指す県の契約の在り方の実現に向けては、契約の相手方である事業者の協力と県民の理解を得
27 るため、その理念の共有が必要である。

28 また、具体的な取組の実効性を担保するためには、具体的な方針を定め、その取組を評価する仕
29 組みづくりが求められる。

30
31 そのため、公正性・経済性・競争性の確保、品質の確保、地域経済の活性化、社会的価値の実現
32 という4項目を柱とする県の契約の基本的な理念や、具体的な取組を進めていくための仕組みを規
33 定する条例を策定することが望ましいと考える。

34
35 今後、条例や具体的な取組の内容を検討していくに当たっては、これまでの懇話会やヒヤリング
36 でいただいた意見とあわせて、引き続き、県議会や有識者、関係団体等の意見を聴きながら進めて
37 いく必要があると考える。

38
39
40 参考資料 (省略)